

# 全労金2017春季生活闘争ニュース・第28号

《合意速報No.12》

## セントラル労組が協会との団体交渉で、基本合意を表明しました！

セントラル労組は、3月28日午後0時30分から、協会と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求			回 答		
	正職員	準職員	サポート職員	正職員	準職員	サポート職員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)		—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)	
最低賃金	時間額960円、日額7,040円、 月額147,800円への引き上げ			要求通り		
基本賃金	—	それぞれの役割に応じた賃金制度が確立したため要求しない		—	—	
一時金	4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0
昨年実績	4.5	4.5	4.0			
雇用環境	—	(私傷病欠勤・休職制度は実現)		—	(私傷病欠勤・休職制度は実現)	
	ジョブリターン制度の確立			ジョブリターン： 2017年4月1日より制度を新設する		
単組独自要求	積立休暇制度は協議中			積立休暇：2017年4月1日より制度を新設する		

団体交渉において、協会からは、「最低賃金・年間一時金については、これまでの職員のみなさんの頑張り、これからの課題を労使協力して乗り越えていくという期待を込めた。ジョブリターン制度の新設については、家族の介護や育児で退職した職員の雇用不安を払拭するとともに、『ろうきんの理念』を体現できる貴重な人材として再び活躍してもらうことだと認識している。制度の趣旨を大切にしつつ、引き続き運用面について労使で検討したい。職場風土改革の申入れについては、労使で力を合わせて進めなければ実現できないものと考えており、重要性については認識している。今後、労使協議の充実を図り、申入書の具体的な課題を含めて、課題解決に向けた取り組みを進めていきたい。また、継続協議課題としていた『積立休暇制度』についても、この間の協議の結果、2017年4月より開始する」等の見解が表明されました。

酒井闘争委員長は、「年間一時金については、労働組合としてしっかりと受け止める。

現下の厳しい環境を乗り越えるために、中央機関の果たすべき役割や、具体的な行動はどのようなものが期待されているのか、今後も労使で追求していきたい。ジョブリターン制度については、労金業態の持続的発展のために、金庫・中央機関で働くすべての労働者が安心して働くことができる環境整備が必要との基本認識のもと、多面的な議論が展開できた。今後、整理しきれなかった詳細な運用部分は、より深い議論をしていきたい。組織風土改革に向けた申入書に関しては、事業体・単組のみならず、各団体や各部署と支部・分会等、あらゆる階層毎の協議体を通じて、それぞれの職場における課題解決のための取り組みとしたい」等を表明しました。

単組は、①交渉を重ねてきた中で労使ともに共通の認識を持つことができ、最低賃金・一時金は要求通りの回答が示されたこと、②ジョブリターン制度は制度導入まで整理することができたこと、等から基本合意を判断しました。

\*合意単組：10単組（3月28日18時00分現在）

中央・長野・沖縄・東海(金庫)・東海(関連)・中国・新潟・北海道・北陸  
近畿(金庫)・近畿(関連)・セントラル

以 上